

第129回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

| | |
|----------------|---|
| 開催日時 | 令和2年（2020年）10月26日（月）午前10時30分から午後1時29分 |
| 開催場所 | 八王子市役所 本庁舎 議会棟4階 第3・4会議室 |
| 出席者氏名 （審議会） | 橋本基弘会長、水野義嗣副会長、司波寛委員、加藤隆之委員、鈴木浩司委員、花形守康委員、宮内宏委員、福島良樹委員、堀麦枝委員、田辺勉委員、山本法史委員 |
| 出席者氏名 （事務局） | 市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、天野高延同課主任、野間口寛同課主任、安川雄大同課主事、長田美依同課主事 |
| 出席者氏名 （説明者） | 青柳志良協働推進課課長、同課内田哲史課長補佐、同課清水主任、菅野英之防災課課長、同課伊藤雅佳課長補佐、叶清成人検診課課長、同課新藤健主査、井上茂看護専門学校総務課課長、同課白鳥充男主査、中田幸男管理課課長、同課土屋明弘課長補佐、吉岡宏人建設課課長、同課田底貴之主査、南部かや企業支援課長、多田航主査 |
| 欠席者氏名 | 石井修一委員、上條弘次委員、村上康二郎委員 |
| 議 題 | <p>(1) 審議事項</p> <p>ア 会長及び副会長の選任について</p> <p>イ 着席位置の決定について</p> <p>ウ 浅川市民センターほか4館の防犯カメラ設置等に伴う個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第159号）</p> <p>エ 公用車に設置するドライブレコーダーにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第160号）</p> <p>オ がん検診事業の実施における個人情報の外部提供及び本人通知の省略について（諮問第161号）</p> <p>カ 八王子市立看護専門学校の防犯カメラ設置等に伴う個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第162号）</p> <p>キ 本庁舎への画像収集用カメラの設置等に伴う個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第163号）</p> <p>ク マルベリーブリッジ西側延伸部に設置する防犯カメラにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第16</p> |

| | |
|----------|--|
| | 4号) (2) その他 |
| 公開・非公開の別 | 公開。ただし、(1) のア、ウ、カ、クは非公開。 |
| 傍聴者の数 | なし |
| 配布資料 | 1 第129回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会次第 2 審議事項の資料 |

【市川課長】 皆さん、おはようございます。

定刻を過ぎましたので、ただいまから、第129回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本審議会の事務局を務めております公文書管理課長の市川でございます。よろしくお願いいたします。

本市では、本年4月に法務文書担当部長を新設し、公文書管理条例の制定に伴う適正な管理・運用と、公務におけるコンプライアンスを推進するため、文書法務機能を強化した業務再編を行いました。

従前の総務課から公文書管理課へ一部業務を移管しており、本審議会の事務局も、私も公文書管理課に移管されております。本来であれば、法務文書担当部長より御挨拶申し上げるべきところですが、公務の都合により閉会時に御挨拶を申し上げる予定でございます。よろしくお願いいたします。

机上に辞令書をあらかじめ配付させていただいております。これをもって委嘱とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間の任期として、本審議会の委員に御就任いただきました。なお、委員14名のうち、5名の方が新たに御就任いただいております。本市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して、貴重な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さらに、皆様の机上に本日の審議会の資料を配付させていただいておりますが、各資料の詳細につきましては、後ほど事務局より御説明をさせていただきます。

あと、もう一点、平成31年3月に八王子市は「あなたのみちを、あるけるまち。八王子」というブランドメッセージを発表しております。本日は、担当の都市戦略課からいろ

いろな機会を通じてアピールしてほしいということで、机上にチラシと付箋を配付させていただきますので、御活用いただければと思います。

それでは、お手数ですが、お手元にある八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会名簿を御覧願います。

こちらは、今期の本審議会の委員の皆様を御紹介させていただく名簿となります。各委員の選出区分、氏名、御職業や推薦団体等を記載したものととなりますので、皆様の記載内容につきまして御確認をいただきたいと思います。また、大変申し訳ありませんが、修正等ございましたら、本日の審議会終了後に事務局までお声かけいただきますようお願いいたします。

また、こちらの名簿につきましては、現在八王子市のホームページに掲載させていただいておりますが、この後、選任されます会長、副会長の記載を備考欄に追加し、更新いたしますので、御承知おき願います。

また、皆様が審議会の委員であるということにつきまして、附属機関に係る事務を所掌しております総合経営部広聴課に名簿を提出し、本市の他の審議会委員への重複の就任等の確認に使わせていただくこととなりますので、併せて御承知おきください。

もう一点、守秘義務について御説明させていただきます。

本審議会について規定しております八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第7条では、「審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」と、このように規定しております。同審議会条例には、罰則等はありませんが、委員の在任期間だけではなく、委員を退任された後においても守秘義務が課せられておりますので、よろしく願いいたします。

また、本審議会において扱われた個人に関する情報につきましては、八王子市個人情報保護条例の罰則を適用します。第56条から第61条に規定しておりますので、繰り返しとなりますけれども、各委員におかれましては、守秘義務が課されていることを、御承知おきいただきたいと思います。

続きまして、本審議会の会議録について事務局から説明します。それでは、担当の越智から、御説明させていただきます。

【越智主査】 おはようございます。事務局、公文書管理課主査の越智です。よろしく願いいたします。

事務局から、本審議会の会議録について説明をいたします。

審議会の会議録は、事務局が作成いたします。要点筆記によるものではなく、発言全てを筆記する会議録として作成しております。審議会における皆様の御発言を全て録音いたしまして、録音データを基に審議会の会議録を作成しておりますので、あらかじめ御了承ください。

会議録は、公開を行う前、各委員に御発言の内容について確認をお願いしております。また、あらかじめ決められた会議録署名員の方に署名をいただきまして、確定会議録として公開いたします。市のホームページにも会議録を公開いたしますが、ホームページに掲載をする会議録は、会長、副会長以外の委員の方のお名前は、伏せ字にて公開いたします。

また、本日の会議室では、各委員の前に、おおむねお二人に一つずつ、マイクがあります。皆様が発言される際、事務局がマイクのスイッチをオンにいたします。私が使用しているマイクのように、緑色のランプが点灯するとオンの合図です。録音の都合上、緑色のランプが点灯したのを確認し、お名前を述べてから御発言をお願いいたします。

事務局からは以上です。

【市川課長】 それでは、会議次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日が、今期の委員就任後初めての審議会でございます。現在、会長と副会長が空席となっておりますので、会長が決まるまで私が座長として議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日は、石井委員、上條委員、それから村上委員から欠席の連絡が入っており、11名の委員が出席されており、定足数を満たしておりますので、この会議は適法に成立をしております。

審議会は、特定の個人情報などを審議の対象とする場合を除き、公開とすることになっておりますが、本日の案件のうち審議事項アの会長及び副会長の選任について、審議事項ウ、カ、クの防犯カメラに関する審議について、報告事項イの委託契約に係る個人情報の取扱状況に関する報告について及び報告事項オの個人情報の開示請求に対する存否応答拒否につきましては、附属機関及び懇談会等に関する指針の非公開事項に該当することになりますので、非公開とさせていただきたいと思っております。それ以外の案件は公開とすることになりますので、申請が出てまいりました場合には、これまでの例にならって傍聴を許可したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【市川課長】 ありがとうございます。

審議に先立ちまして、会議録署名員の指名をいたします。会議録署名員は名簿順としておりますので、本日は〇〇委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは審議事項ア、会長及び副会長の選任について、を議題に供します。

審議事項「ア 会長及び副会長の選任について」は、八王子市情報公開条例第8条第5号により非公開

【橋本会長】 それでは、次に審議事項イ、着席の位置をお諮りするのですが、これはもう50音順ということでこれまでやってまいりましたので、これまでの慣行に従って、50音順にお並びいただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

事務局の方、各委員は、50音順に並んでくださっているんですね。では、これで、お願ひします。

それでは、今回、改選後初めての審議会でございます。新任の方もいらっしゃるということでございますので、簡単に自己紹介をお一方ずつ、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、〇〇委員からお願いできますでしょうか。

【〇〇委員】 私、今度の審議会の中身を市の広報で拝見して、応募させていただいて、採用されたわけでございますが、長年、もう今引退しておりますが、都市計画のコンサルタントをやっておりまして、そういう意味でいろいろな市町村と付き合いしてきた経験がございます。何かお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 では、〇〇委員、お願ひいたします。

【〇〇委員】 おはようございます。市民委員になりました〇〇と申します。

仕事は、介護付きの有料老人ホーム及びシニア向け分譲マンションの運営をしている会社の役員をしております。今回、応募させていただいた動機としましては、市というのはたくさんの情報を保有していると思っておりますけれども、そんな情報が適正に管理されているかどうかという視点で関わることができればと思って応募させていただきました。2年間で

すけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 順次お願ひいたします。

【〇〇委員】 どうも、こんにちは。団体推薦ということで、連合南多摩から参りました、出身は西東京バスです。〇〇と申します。

まだまだ勉強することがたくさんあるのかなと思います。2年間、精いっぱい務めていきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【〇〇委員】 税理士の〇〇と申します。初めて参加させていただきます。よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。八王子商工会議所の榎崎博会頭より、出向してこいということで、出向させていただいた〇〇でございます。仕事は、社会保険労務士をしております。元横山町に事務所がございます。あと、PTA会長も長年やっておりますので、いろいろな意味でしっかりやらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 よろしくお願ひします。では、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願ひします。東洋大学に勤めています。よろしくお願ひします。

【橋本会長】 それから、次が〇〇委員ですか。

【〇〇委員】 こんにちは。八王子を最後に公立中学校を退職して、13年たちました。その後、今、併せて人権擁護員という仕事もしております。〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 では、〇〇委員、お願ひいたします。

【〇〇委員】 弁護士の〇〇と申します。このたび、初めて就任させていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務所は、吉祥寺にあり、自宅も八王子ではないのですがけれども、伝統ある八王子のお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【橋本会長】 では、〇〇委員、お願ひいたします。

【〇〇委員】 弁護士の〇〇でございます。前回に引き続いて、委員をさせていただきます。

私は、仕事としては弁護士で、主にIT関係の仕事をしております。今、はんこをやめようかという議論があって、電子証明などの方面で、いろいろと活動させていただいています。よろしくお願ひします。

【橋本会長】 ありがとうございます。では、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局職員の方の自己紹介も併せてお願いいたします。

【市川課長】 先ほど御紹介させていただきましたが、今年の4月に組織改正がありまして、総務課から分かれ、こちらの情報公開・個人情報保護運営審議会の担当にもなっております公文書管理課の課長の市川と申します。よろしく願いいたします。

事務局職員ですが、先ほど話をさせていただきました担当の主査の越智です。

【越智主査】 よろしく願いいたします。

【市川課長】 担当の主任の内村です。

【内村主任】 内村と申します。よろしく願いいたします。

【市川課長】 担当の主事の長田です。

【長田主事】 長田と申します。

【市川課長】 担当ではないのですが、今サポートしております安川です。

【安川主事】 よろしく願いします。

【市川課長】 再任用の職員で情報公開・個人情報保護コーナーの担当をしてもらっています職員が2名います。天野です。

【天野主任】 よろしく願いします。

【市川課長】 野間口です。

【野間口主任】 野間口です。よろしく願いします。

【市川課長】 以上です。よろしく願いします。

【橋本会長】 それでは、このメンバーでやってまいりたいと思いますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

本日は、議題がたくさんございます。こういう状況でありますので、できるだけ会議時間を短くというふうに承っておりますので、大体12時ぐらいまでを一つのめどとして、進めようと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日でありますけれども、諮問内容の関係がありまして、諮問番号の順番とは、若干前後して審議事項のキ、諮問第163号については、最後に回したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、審議に入りたく存じます。

まず、159号、実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第159号の実施機関入室〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、159号の趣旨説明からお願いいたします。まず、諮問の趣旨について、事務局の方からお願いをして、実施機関の方から内容についての御説明をいただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

【越智主査】 それでは、事務局から説明させていただきます。

説明に先立ちまして、本日の配付資料について、確認をさせていただきます。

次第の2、議題の(1)審議事項ウからクまでが、それぞれ資料の赤インデックスのウからクに当たるものでございます。

また、同じく、議題(2)報告事項は、青のインデックスで報告事項とお示ししているものでございます。

なお、参考といたしまして、八王子市情報公開条例、八王子市個人情報保護条例、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会条例、八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱を、別に冊子で配付しております。

議題の中で、お配りしております条例等を根拠とし、御説明をする案件がいくつかございます。その都度、根拠条例の条項をお伝えいたしますので、参考に御覧いただければと思います。この条例等をつづった冊子につきましては、委員名を記入しておりますので、審議会終了後に回収をさせていただき、次回の審議会におきまして再度御利用いただく予定です。

以上が、本日お配りしております資料となりますが、資料の確認はよろしいでしょうか。

最後に、先ほど公文書管理課長から御説明いたしましたとおり、本日の審議事項につきましては、一部非公開の案件がございます。このため、お配りさせていただきました資料は、審議会終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

審議事項「ウ 浅川市民センターほか4館の防犯カメラ設置等に伴う個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第159号）は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

それでは、続きまして、諮問第160号、公用車に設置するドライブレコーダーにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について、でございます。お手元の資料エということになります。

では、よろしくお願いいたします。

〔諮問第 160 号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、早速でございますが、諮問第 160 号の審議に入りたいと思います。

まず、事務局の方から概略を説明していただきます。

【越智主査】 それでは、審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項エ、公用車に設置するドライブレコーダーについてです。

市が管理するドライブレコーダーにつきましては、八王子市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 7 号及び第 4 項の規定に基づきまして、審議をお願いするものとなっております。

ドライブレコーダーにつきましては、車に搭載し、運転状況を記録するカメラのようなもので、万が一の事故の際、後から事故の状況を確認できるといった映像を撮影する機器です。

個人を特定するために用いるものではありませんが、映像を撮影するカメラの性質上、個人が映り込み、市はデータとして個人情報を保有することになります。こうしたことから、防犯カメラとは性質が異なりますが、個人情報保護条例第 7 条第 3 項の本人外収集に該当し、このドライブレコーダーによる個人情報の収集について、御審議をお願いするものです。

また、条例第 7 条第 4 項につきましても、本人以外の者から個人情報を収集したときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならないと規定しており、防犯カメラと同様に同条例に規定する本人外収集及び本人通知の省略につきまして、御審議をお願いするものでございます。

なお、ドライブレコーダーの設置につきましては、過去にも平成 26 年度に安全パトロールカー及びごみ収集車に、30 年度、令和元年度には一般の公用車について、御審議をいただき、それぞれ設置の必要性がある旨の御答申をいただいております。

本日は、新たな車種である消防車両等に設置するという事で、御意見をいただくもので、設置目的等は従前のものと変わりありません。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が生活安全部防災課ですので、同課の職員が同席しております。諮問内容等の詳細につきましては、生活安全部防災課から説明をいたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。引き続き、お願いいたします。

【菅野課長】 初めに、本日出席しております防災課の職員を紹介いたします。

私は、防災課長の菅野と申します。

課長補佐の伊藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第160号、防災課が管理する公用車に設置するドライブレコーダーにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について、説明させていただきます。

初めに、1の個人情報を取り扱う事務の所管は生活安全部防災課でございます。

次に、2の(1)個人情報の本人外収集を行うドライブレコーダーの設置場所は、防災課が管理している公用車で、車両の前方及び後方を撮影できる場所に設置いたします。また、車両後方設置が活動上及び車両構造上困難な場合は、車両前方のみ設置いたします。

(2)設置台数は、令和2年度更新予定の消防車両、ポンプ車1台、可搬ポンプ車9台、計消防車両は10台と、令和元年度に更新いたしました起震車1台の計11台、さらに次回更新時設置予定の指揮車になります。なお、この台数につきましては、今後車両を更新する際には順次設置していく予定でありますので、台数は今後増えていくこととなります。

次に、3の本人外収集の対象となる個人情報の項目といたしまして、ドライブレコーダーに記録される不特定多数の者の容姿及び車両等の個人を識別できる情報となります。

次に、4の本人外収集を行う期間といたしましては、本審議会の答申のあった日からドライブレコーダーを設置している間ということになります。

次に、5の本人外収集を行う理由でございます。本来、ドライブレコーダーにつきましては、事故処理及び事故原因の分析のために用いるものでございますけれども、このドライブレコーダーで撮影される映像につきましては、不特定多数の者が画面上で自動的に記録されて、本人の同意を得ることが困難であるため、本人外収集を行うものでございます。

次に、6の本人通知を省略する理由といたしましては、この後資料をお示しいたしますが、公用車にドライブレコーダーが設置されていることを明示いたします。車両付近の者に周知を行うということから、本人通知については省略させていただきたいと思っております。

次に、本件個人情報の収集に関しまして、撮影範囲、撮影用カメラの設置についてであります。撮影範囲のイメージ写真を御覧ください。写真でお示ししましたとおり、撮影範囲は車両前方及び後方といたします。

次に、車両へのドライブレコーダー設置位置でございます。最初のページは、消防車両

ポンプ車の車両でございます。

次のページは、消防車両可搬ポンプ車でございます。

次のページは、起震車でございます。

次のページは、今回設置はいたしません、次回の更新時に設置予定の消防車両指揮車でございます。

いずれも車両の前方及び後方に向けて設置いたします。また、一部の車両につきましては、車両後方設置が活動上及び車両構造上困難な場合は、車両前方のみに設置いたします。

次のページは、車両にドライブレコーダーを設置している旨を明示しているものです。資料のように、ドライブレコーダー搭載車ということを示すことにより、撮影していることを通行人等に周知することから、本人通知については省略したいと考えております。

最後に、7の本人外収集に当たっての個人情報の保護に関する措置としまして、八王子市個人情報保護条例及び資料として添付いたしました生活安全部防災課が保有するドライブレコーダーの運用基準に基づき、これを遵守していくことで適切な管理を行ってまいります。

説明は、以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。

実施機関及び事務局から御説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

【〇〇委員】 いいですか。

【橋本会長】 どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 教えていただきたいことがございまして、運用基準を御覧いただきたいのですが、第3条第3項に、作動時間は公用車の運行時とすると書いてありますけれども、消防車の場合、いつからいつまでが運行時なのかというのを教えていただきたいということと、第7条第4項に、保管期間について上書きされる規定があります。消防車が動いている時間が短いと上書きされるまでに時間がかかりそうですけれども、具体的な運用はどのようになるのかというのを教えていただきたいと思います。

以上、お願いします。

【菅野課長】 まず、消防車両の運行時間ですけれども、これは火災のとき、訓練のとき、警戒のときということで、1日に何時から何時までというように詳細に決まっているわけではありません。過去の実績から、そういった活動の記録を遡りますと、1週間に1回程度は活動をしているという統計上の話になります。

それと、上書きですけれども、消防車両は、普通の車と違いまして、エンジンをつけておかないといけない、ヘッドライトもしくは赤色灯とか、止まっても投光していないといけません。そういったことで通常の車とは違って、エンジンを切ったとしてもメインスイッチというのがあって、バッテリーと常につながっている状況を作っています。そういった意味で、止まってもドライブレコーダーは作動しているという状況があります。

それと、活動時間ですけれども、消防車が警戒といっても、おおむね最低でも1時間以上は回り続けます。当然、火事ときは、最初から最後までそういった状況になりますので、1時間以上の活動時間若しくはドライブレコーダーの稼働時間が平均的には生まれるということでございます。

【〇〇委員】 分らなかったのは、そうすると、では1週間に何時間かそのように稼働しているとすると、前のものを上書きするのに何週間もかかってしまうことがあり得るのですかということ知りたいのですけれども、いつ、どう消しているかという具体的な運用はいかがでしょうか。

【菅野課長】 自動的に上書きします。統計上の話ですけれども、おおむね1週間に1度は1時間以上の稼働実績がありますので、それで上書き消去という形を考えております。

【〇〇委員】 第7条第4項に保管期間は1週間と書いてあるのは、1週間は最低持っているという意味なのですか、それとも1週間経ったら、個人情報なのだからちゃんと消しましょうという意味なのですか。1週間の保管期間というのは、どういう意味で1週間というように言っているのかを確認させていただきたいという意味です。

【菅野課長】 こちらの運用基準の最後にも書いてありますけれど、八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱がございます。基本的には、この要綱に準じて取り扱うものと定めております。この防犯カメラの要綱に、保存期間1週間程度ということは規定されております。これを準用しています。そのため、毎日のように火災が仮に起きた場合、これは1週間保存という意味ではなくて、自動的に録画されてしまいますので、前のものは1週間経たずに消去されていくということが生じ得ます。ただ、消防車両の場合、必ず、例えば1週間で絶対起きるかということ、それは想定範囲ですので、運用基準の中でただし書きを設けまして、例えば年末年始の長期休暇とか、そういった場合も含めまして、次の稼働日に削除することができる規定も併せて設けているということでございます。

【〇〇委員】 よく分からなかったのですけれど、個人情報保護の見知から言えば、ず

と残っているということは、やはり少しまずいわけですね。そういう意味では、1週間ぴったりに終わらなくてもそれを越えた辺りで、たとえ出動がなくても、何らかの措置をしているというように理解してよろしいですか。10日間出動がなかったとして、それでちょっと出動したけど、また戻ってきたらなかなか上書きされないですね、実際には。そうすると、長期間にわたってその撮影された個人情報保持され続ける恐れがあるのではないかとということで、こういう質問をしているのです。

【菅野課長】 一応、これも統計上の話ですけれども、1週間以上の記録が残る可能性はあります。ただ、それを、1週間経ったから職員若しくは消防団員がこの消防車両を運転して、ドライブレコーダーを消しに行くということまでは想定はしていません。

【〇〇委員】 非常に長期間に残る可能性は統計的にはないだろうと。

【菅野課長】 ないということです。

【〇〇委員】 こういうことですね。分かりました。どうもありがとうございます。

【橋本会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 これは、前回も公用車のときに話があったんです。今、課長がおっしゃられることは現実的で、いいと思うんです。消防団員がわざわざ消しに行くということは、全然効率的ではないから。そうであれば、規定もそうすればいいわけですね。規定上は、1週間経って消しますと、1週間経って消えない場合は、休日明けの開庁日にデータを削除すると書いてあるわけで、こうではなくて、自動で上書きをするということをもって消していきますということに規定をすればいいのではないですか。そうでないと、今おっしゃられたことと、この規定が違って、消防団員の方達が、1週間経っても消えない長期休暇の場合などは、消しに行きますということになっているわけじゃないですか、規定上は。

【菅野課長】 規定の中では、次の稼働日に削除することとされています。

【〇〇委員】 では次の稼働日に、火災が起きました、台風が来ましたといったときに、乗るときにわざわざ消すのですか。

【菅野課長】 自動的に上書き、つまり前のものが消されていくと。

【〇〇委員】 前のものといっても、その一定期間がないと上書きできないですね。要するに10日前に出動して、10日後に、台風が来るから警戒で出ましようといっても、この10日前のデータは消えないですね。その前の20日前とか、1か月前のデータから上書きされていきますよね。

【菅野課長】 データの容量上、4ギガバイトだったと思いますが、1時間程度の記録容量というように考えています。活動すると、大体1時間以上の活動実績がありますので、次回に乗ったときには、1時間以上、その日で運行する中で消えていくと。

【〇〇委員】 それはそれでいいと思いますし、そうすべきだと思いますが、前の諮問の車のときも同じ話をしたのですが、今日出てくるかと思ったら出てこないですけど、要するに、消すことになっているから、動かす前に消さないといけませんよね。だから、上書きするのだったら、上書きするという規定にすればいいわけでしょう。そうでないと、ここで審議した運用方法と違う方法で運用をしていますとなってしまうから、それはよろしくないのではないですかと言っています。だから、実態に合わせて規定を変えられた方がいいのではないですかという話です。

【菅野課長】 分かりました。それでは、運用基準の表現を変えていきたいと思います。

【〇〇委員】 ちょっと関連していいですか。

【橋本会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 普通の各家庭、個人が持っているレコーダーであれば、もう絶えず、単純に無くなれば上書きしていく。上書きは全て今までの、例えば1時間がすぐなくなるのではなくて、1分、2分と上書きされるのです。ですが、そうすると残りの部分は、今の話だと1時間以上あるということも考えられますし、4ギガにしている理由というのが、それは少ないのではないかなと、一般的には、16ギガが1台とか、もっと大きい32ギガが入っていたりするのですけれど、今のお話だと1時間しかもたないような、では1時間以上経ってしまったときには、もうその場で上書きされている。例えば、朝、出勤して40分動いたとして、次に1時間動いたら、もうすぐにその場で消されているわけですね。

【水野副会長】 今、お話がありましたように、実際にどれぐらいの期間残しておくかということで、この1週間というのは、少し無理があるのだろうというように思います。他の自治体でもどんどん修正されているようなので、ぜひ八王子市でも検討していただいた方が、より実態に合った期間になるのではないかと思います。

それから、映像を残しているだけではなく、このドライブレコーダーというのは、ほかの意味もあって、いろいろなものを残していますので、それも併せてある期間、例えば長いところは3か月としている自治体もありますが、その他いろいろ、そういうことを少し考慮していただいて、この基本規定そのままに近い形ではなかなか運用は難しいように思

いますし、防犯カメラと同じ扱いで保管期間を取り扱うことは、既定の改定内容も少し難しくなってしまうと思います。もし、防犯カメラと同じ扱いで保管期間を保証するには、管理者の大変な作業が発生すると思いますので、ぜひそれは検討していただいた方がよろしいのではないかと思います。

【橋本会長】 ドライブレコーダーが必要だというのは、この趣旨でよく分かりますし、これまでもドライブレコーダーの設置を認めてきましたので、それは構わないのかなというように思うんです。今、〇〇委員から御指摘がありましたけれども、防犯カメラの要綱を見てみると、これは防犯カメラと同じく扱っていいかというのは、また別の問題ですけど、映像の保管期間は原則1週間という定めが要綱にあるので、それと現実にはもう少し長い方がいいとか、そこら辺のところは少しすり合わせをしていただかないといけないのかなというように思っております。

この審議会で、その防犯カメラの要綱を変えるというのは、なかなか、どこまでできるのか分かりませんが、一応、今あるルールの下では1週間ということだったのだろうなど、そこからこういうふうなことで御提案なされたのだろうなというふうには思っているんですけども、その点は、バランスという意味でいうと、本人外収集であることは確かですし、だからそこら辺の落としどころで1週間ということ考えたのだと思うのです。ですから、そういう意味でいうと、ここを見直すか、どうするか。今後の課題というようなことにはなっていくのかなと思いますので、審議会としては、これまでのルールに従って、ちゃんと個人情報の保護も留意してくださいと申し上げるしかないのかなと思いますが。どうなのでしょう、この辺のところは、事務局はどういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

【越智主査】 確かに、今、会長がおっしゃられたように、今回、これまでと同様ですが、防犯カメラの要綱に準じてという取扱いで調整をしてみました。原則1週間というところについて、現実に即した、現段階では例えばの話になりますが、ドライブレコーダーの要綱として別に設置をするというような方向も含めて検討してまいりたいと思いますが、そういった方向性でよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 ぜひ、お願いしたいです。

【橋本会長】 現行のルールということがありますので、そこを最大限尊重していただくということを前提にして。

【越智主査】 将来に向かっては、そういった方向で事務局はじめ、調整させていただ

きたいと思います。

【水野副会長】 すみません。

【橋本会長】 どうぞ。

【水野副会長】 今ほどのお話なのですが、蛇足かもしれませんが、画像だけが残されているわけではありませんので、御存じのとおり、純正のドライブレコーダーは各種記録情報を残しています。その機能があることをご存じの方は、いろいろな記録が残されていることをご理解されていると思います。ですから、この規定が1週間となっているのは問題かもしれません。もっと長く保管されている可能性があるというイベント記録というのは、要するにガガガッと車を接触させたときなどに、自動で数秒間の映像が記録され、数回のイベント記録を上乗せ方式で残すのです。それが運転として良ければ上書きしませんので、1年も2年も残ったりする可能性があるのです。そういうことも御存じかどうか、考慮していただきたいというふうに思います。

【越智主査】 ありがとうございます。確かに画像のみではなく、例えば音声とか、そういうログというものもあるということで、やはり防犯カメラと完全に同一の扱いということが難しい可能性は非常に高いですので、次回の審議会に向けて、調整させていただきたいと思います。

【橋本会長】 それから、一つ、お尋ねなのですが、諮問を受けた側から、どこまで答申すればいいのかということなのですが、2の(2)のなお書きがございますが、車両更新に伴い設置台数が増えていくことになり、ということなのですが、今回答申という形でお示しするのは、こういったことを含み、ですか。包括的に今日お認めして、後はもう自動的にやってくださいと、こういう意味でよろしいんですか。

【越智主査】 これまでもこのような文言は入っておりまして、ここで諮問した車種については、設置台数が増える可能性がありますということで、これまでも記載をさせていただいております。万が一、車両を別のタイプとか、そういったものが発生した場合には新たな諮問となる可能性はありますが、同じタイプのもので車両更新など車体を変えるときなどは、一括で御答申をいただいているのが、これまでも現状であります。

【橋本会長】 そうすると、ここに書かれてあるものが車両更新に伴って設置台数が増えていくということについては、もう改めて諮問をしていただく必要はないということですか。

【越智主査】 はい。これまでもそのような動きを。

【橋本会長】 ああ、そうですか。分かりました。

あと、いかがでしょう。どうぞ。

【〇〇委員】 今の話をトータルすると、最後がよく分からないのですけれど、運用基準を変えないままで、オーケーを出すということなのですか、この審議会は。今後変えませすというお話は分るのですが、普通だったら変えたものを見るか、今変えていただくか、変えたものを見て、それでそういう運用がされますね、はい、分かりましたということで、審議会がオーケーを出すのが通常だと思うのですけれど。もし今作れないのであれば、次回に回すというのが通常の手続だと思うのです。

あと、先ほど水野副会長がおっしゃったこと、少し技術的なことはよく分からないんです。ただ、それはここで答申の対象となっている個人情報以外のものがあるのであれば、それを明示していただかないと審議ができないですよ。そのログ関係が、個人情報であるというのであれば、それについても一応書いていただくというのが、本当は筋なのかなと思うのです。ここに書いてあるのは、ドライブレコーダーに記録される不特定多数の者の容姿及び車両等の個人情報、識別できる情報としか書かれていませんので、それしかないのかなと、私は車に乗らないので分からないもので。そこを含めて、少し細かくて申し訳ないのですが、筋としてはそこをしっかりと整備した上で、もう一回上げていただくというのが、何となくいいのかなと思ったのですけれど。いかがでしょうか。

【水野副会長】 今のおっしゃったことについてなんですが、一般的にはいろいろな情報については、教育用のためとか、いろいろなことを追加されてありますよね、この規定の中に。その中に入っている情報だと、私は思っているのですが、ただ、先ほどのように一概に全て1週間という、そういう形では済まないで、それは基本規定を再検討していただくということで済ませたらどうかと思っているのですが、どうでしょうか。

【越智主査】 水野副会長からお話いただいたように、おっしゃるように基本規定の方も今後を含めた見直しということで検討させていただければということで、事務局としても考えております。

本諮問については、現行の基準に従っての諮問という形でお願いできればと考えております。

また、その技術、防犯カメラの仕様などによって、音声だったり、そういった別のログが収集される可能性があるということは、こちらも把握しておりますが、今回の諮問について、そういった音声等は記録せず、画像について今回は収集するという諮問として取り

扱っております。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 今回のルールに従ってということですね。

【〇〇委員】 もう一つ、分らないので、最終的に一応確認したいのですが、そのメモリには実際にスタートしてどれぐらいもつものなのですか。稼働し始めて何時間ぐらい記録ができるか。

【伊藤課長補佐】 運行時間等の問題がございますので、メモリによっては長時間、8時間とかというものもございますが、今回諮問をお願いしました車両につきましては、消防車両、過去の運行時間を考慮いたしまして、1時間で上書きになるメモリを使用することで、今回諮問させていただいております。

【〇〇委員】 そうすると、1時間経った後は、どんどんなくなっていくという。

【伊藤課長補佐】 1時間経つと、どんどん上書きがされるようになっています。

【〇〇委員】 そうすると、この中の理由にある、防犯、あるいは警察からの提供といったときにも、もう1時間経っているから、前のはありません、という感じですね。

【伊藤課長補佐】 そうですね、そういうことが起こり得ます。

【〇〇委員】 はい、了解しました。

【水野副会長】 それで、1週間と定めるのは、あまりにも誤差が発生します。

【〇〇委員】 出勤がなければ、ずっと1時間でももつということですね。倉庫に、車庫にあるときは動いていない、エンジンは切っているけれど。そのときはまたメインスイッチは切るのですか。さっきの話だと、エンジンを切っても、バッテリーから来ていると。だから、倉庫にあっても、車庫にあってもバッテリーとはつながっていますが、その辺は動かないですよ。

【伊藤課長補佐】 消防車両の場合、先ほども課長が申し上げましたように、電気を使う器具が多いので、一般車のようにエンジンをかけてバッテリーにつながると、バッテリー上がりを起こしてしまう危険性が非常に高いので、改めてバッテリーとエンジンを切断するためのメインスイッチと呼ばれるスイッチがついています。当然、メインスイッチが入ったままですと、バッテリーの電気がどんどん放電してしまっていて、バッテリーが上がり、車もエンジンそのものが動かなくなりますので、車庫に入れてとめているときはエンジンを切り、メインスイッチも切って、電気が流れない状態にして、ドライブレコーダーも動かない状態になります。

【〇〇委員】 一出動1時間以内ということは、あまりないと思うんです。もっと多いと思うんです。そうすると、一回の出動で、途中からまた上書きされてしまうので、もうちょっと容量的にはあった方が望ましいのではと思うのですけれど。これは、意見でも何でもないです。

【橋本会長】 そういたしますと、現行のルールを前提として今回諮問いただいたということでもありますので、現行ルールに従った運用をしてくださいということと、それから、ドライブレコーダーについて防犯カメラと同じように運用していくのがいいのかどうかと、そのルールの改変の問題については、また今後御検討いただくということでもありますので、今回、諮問いただいた範囲で言いますと、現行ルールに従った運用をして、個人情報に留意をして運用してくださいと申し上げるしかないということかと思えますけれども、そんなところでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。それでは、実施機関には御退席いただきまして、中身の検討に入ってまいりたいと思います。

〔諮問第160号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それでは、早速、答申案の案文を朗読していただけますでしょうか。

【内村主任】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件、個人情報の本人外収集につき、公用車にドライブレコーダーを設置することは、当該車両事故発生時の事実確認や適切な事故処理に資するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、当該ドライブレコーダーの設置に関して、公衆に明示されていること及び適正な事故処理を図ることを目的とすることから、特に必要がないと認めます。

付記 生活安全部防災課が保有するドライブレコーダーの運用基準に基づき、個人情報の適正な管理を行うこと。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。これも、これまでの答申案の案文と同じ形になってございますが、こういった形で設置をお認めするというにしたいと思えます。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 ありがとうございます。

それでは、取り急ぎ、次の諮問に入ってまいりたいと思います。

次は、第161号です。

それでは、実施機関の方に、入っていただけますか。

〔諮問第161号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、早速、審議に入りたいと思います。まず、事務局の方から趣旨を御説明お願いいたします。

【越智主査】 それでは、事務局から審議事項の説明をさせていただきます。

審議事項は、がん検診事業の実施における個人情報の取扱いについてです。

本案件につきましては、昨年12月開催の審議会におきまして、御審議いただき、より質の高いがん検診事業、すなわち住民サービスを提供することを最終的な目的としており、公益上必要であると認めるとして、御答申をいただいた案件と同じ案件になります。

その際、個人情報対象範囲の年度を限定して諮問をしており、今回は、その続きとなる別の年度を扱う予定でありますので、御審議をいただくものでございます。

対象年度を除き、事業内容に変更はございません。

初めて審議される委員の方もおられますので、詳細な説明をいたします。

まず、がん検診事業とは、がん対策基本法に基づきまして、がん予防の推進に必要な施策といたしまして、がん検診を実施し、がんの早期発見、早期治療につなげ、市民の健康維持の促進を図ろうとする事業でございます。

本案件につきましては、がん検診を行った者の、その後の経過を確認し、現行のがん検診事業の精度等について、評価を行おうとするものです。また、がん罹患した場合、がんの診断を行った医療機関は、東京都立駒込病院にその旨を報告し、同病院においてがん登録が行われております。

この制度を利用し、本市のがん検診を行った者の個人情報を東京都に提供し、東京都のがん登録情報と照合を行うことにより、がん検診後の経過をたどることが可能になります。この照合後のデータを利用し、がん検診の評価につなげてまいりたいと考えております。

つきましては、本市が保有いたしますがん検診を行った者の個人情報を東京都に外部提供するため、本審議会の御意見をお聞きする必要があります。本案件は、個人情報保護条例第12条第2項第5号の規定に基づきまして、外部提供の審議をお願いするものとなり

ます。

さらに、条例第12条第3項の規定による外部提供に伴う本人への通知の省略につきましても、例外規定により御審議をお願いするものでございます。

詳細な事項は、実施機関であります諮問担当課が医療保険部成人健診課ですので、同課の職員が御説明いたします。

事務局からは以上です。

【橋本会長】 どうぞ、それでは、実施機関の方からお願いいたします。

【叶課長】 医療保険部成人健診課長の叶でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

隣は、がん検診を担当しております主査の新藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【新藤主査】 よろしくお願ひいたします。

【叶課長】 では、着座にて、御説明申し上げます。

それでは、審議事項のオ、諮問第161号がん検診事業の実施における個人情報の外部提供及び本人通知の省略について、諮問文に沿って御説明申し上げます。

諮問文を御覧ください。

まず、1、事務の名称でございますが、がん検診事業になります。

続いて、2、個人情報の外部提供です。（1）個人情報を取り扱う事務の所管課は、医療保険部成人健診課になります。

（2）個人情報を提供する相手先は、がん登録室が設置されております都立駒込病院、すなわち東京都になります。

（3）外部提供する対象者は、平成27年度、2015年度から平成31年度、2019年度において、八王子市の各種がん検診を受診した者、そして対象となる個人情報の項目は、氏名、生年月日、性別、住所になります。

次に、3、個人情報の外部提供を行う理由ですが、その前にかん検診事業の概略につきまして、御説明させていただきたいと思ひます。添付資料の1を御覧ください。

まず、事業概要でございます。こちらに概要と今回審議会に諮る必要性を文書で記載させていただいております。多少長くなつてしまひますので、図解を含めまして資料2を用ひまして御説明をさせていただきたいと思ひます。資料2の実施根拠等をお開きください。

まず、実施根拠でございます。健康増進法に基づく、厚生労働省通知、がん予防重点健

康教育及びがん検診実施のための指針によっております。また、その事業評価の在り方も示されております。また、がん予防の推進につきましては、がん対策基本法の中にも自治体として必要な策を講じることが示されているところでございます。

次に、実施の趣旨でございます。自治体の実施するがん検診事業は、住民のがんによる死亡率を減少させるため、死亡率減少効果が認められ、かつ受診する利益が不利益を上回る検診、これを科学的根拠と言っておりますが、この科学的根拠のある胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、この五つのがん検診を確かな質でもって実施するものでございます。

最後に事業評価でございます。がん検診の事業評価は、精度管理となっております。実施の趣旨であります住民の死亡率減少を確認するには、長い時間、そして多くの母数が必要になってまいります。そこで、国は死亡率減少を達成するための、基礎自治体が遵守すべきプロセス指標という数値設定を定めております。その指標を、おのおの自治体でクリアすることで、国として住民のがんによる死亡率の減少を目指すものになります。したがって、プロセス指標の達成度は、毎年度いずれの自治体においても同じルールで国へ報告することになっております。以下に遵守すべきプロセス指標の項目と、その目標値、許容値をお示ししております。

それでは、がん検診の事業評価、精度管理を確認させていただきながら現状と課題につきまして、資料3を用いまして御説明させていただきます。資料3、現状と課題をお開きください。

がん検診は、まず、がんの疑いがあるのかないのか、そしてがんの疑いがあり、精密検査が必要と判定された方が精密検査を受けたか、受けていないのか、そして、最後に、その結果としてがんが発見されたかどうかまでを追跡し、終了となります。すなわち、現状のがん検診事業評価は、適切な範囲でがんを疑い、その者を精密検査に結びつけ、その結果を把握することにあります。特に、自治体の評価で重要視されますのは、がんを疑った者が保険診療で精密検査を受診する割合です。これを精検受診率と呼んでおります。がん検診そのものは、がんの疑いをかけるスクリーニングの検査になりますので、実際ががんであるかは、精密検査を受けていただければ分かりません。裏を返せば、精密検査を受けていただかない限り、がん検診を受診すること自体意味のないことになってしまいます。

本市におきましては、八王子市医師会との連携により、精検受診率を向上させる取組、つまり精密検査を実施した医療機関から市に報告が上がるような体制を整備し、かつ精密

検査が必要と判定された市民本人への聞き取りも実施する中で、その結果の把握に努めております。結果として、56万人という人口規模も考慮し、全国トップクラスのがん検診実施体制との評価を受けているところでございます。

一方で、精密検査を受けたかどうか分からない未把握の方、やはり少数ながら生じてまいります。この方々は、精密検査を受けていないのか、そして確認段階では受けていないとお答えになり、未受診と捉えた方が、その後精密検査を本当に受けていないのか、そして受けているのであればその結果はどうであったかを把握する必要があります。さらには、把握している精密検査の結果自体を検証し、正しく情報収集をし、適切に管理しているかについても確認していく必要がございます。

今、お話しましたとおり、現行のがん検診事業は、最初のがんを疑った方の結果がどうであったかだけが事業評価となっております。しかしながら、当初に異常なしと判定された方から本当のがんが出ていないのか、これは偽陰性と呼んでおりますけれども、図の中で左側の点線部分でお示しした部分がここに該当します。この検証は、本市はもとより全国どの自治体においてもなされておられません。がん検診の本質を鑑みますと、この偽陰性例の検証というのも当然必要になってまいります。

そこで、ここから、また諮問文にお戻りいただきたいと思っております。諮問文の中の3、個人情報の外部提供を行う理由になります。

まず、本市が保有するがん検診を受診された方の情報を東京都立駒込病院のがん登録情報と照合することで、がんと診断された方の情報を適切に把握するとともに、現行の事業を評価するためのものです。また、本市が東京都駒込病院から市内在住者の登録情報を受けた場合、本市からの転出者の情報が漏れてしまいます。精度が高い情報の抽出を求める本事業におきましては、本市が保有する個人情報を同病院に提供し、照合することが望ましいためであります。

ここで、また、がん登録につきまして、説明させていただきます。平成26年5月のがん登録等の推進に関する法律が施行され、都道府県単位で当地に住民登録のある方に加えて、住民登録外であっても、当地内の医療機関を受診しがんと診断された、または治療している方の情報も一元管理されるようになっていきます。また、同法では、がん登録で得られたがん罹患、診療、転帰等の状況を把握、分析、調査研究を進めることで、がん対策の一層の充実に資することを目的としております。法の第19条の中では、都道府県知事は、市町村からがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに関わる調査研究のため、情報提供

を求められた際には提供を行うものと記されております。

では、本審議会で本件が承認された後の流れにつきまして、説明させていただきます。
資料の4を御覧ください。

本審議会では、外部提供が認められますと、5、8、12、14という順番で東京都に対し照会を行い、最終的には情報が本市に戻ってまいります。そして、17としては、本市の中でデータ利用、すなわち検証評価を行うことになってまいります。

続きまして、資料5、本市での事業評価、再構築につきまして、説明させていただきます。照合後の資料を御覧ください。

がん検診の種別ごとに検査方法、検診を担っていただく医療機関の実施体制によっても異なる部分がございます。ただし、まずは感度、特異度の数字上の把握は可能になります。この感度とは、がんを疑った精密検査が必要と判定された方からどの程度がんが発見されているか、また、特異度とは、がんを疑わなかった方、異常なしとした方からがんが発見されていないかというものです。がん検診受診者の検診結果とがん登録情報を照らし合わせることで、検診結果の妥当性や精検結果の把握の正確性、さらに未受診、未把握者の最終的な結果も把握し、実施体制の検証を行ってまいります。

がん検診の結果とがん検診情報の照合におきましては、個人は特定されるものですが、がん検診事業の目的に沿った利用になります。個人を特定して、その結果を公表したり、個人にお戻ししたりすることはございません。がん検診事業の質の向上や住民サービスの向上のため、市とがん登録等の推進に関する法律に基づき指定登録されたものだけを取り扱うことになります。

諮問文にお戻りください。4、本人通知の省略を行う理由になります。

本件、個人情報の外部提供は、がん検診事業における現行事業を強化し、必要に応じて実施体制を再構築するものです。より質の高いがん検診事業、すなわち住民サービスを提供することを最終的な目標としております。公衆衛生施策として必要なものだと考えております。照合の結果、得られた個人情報は、市及び医療機関が医学的見知に基づく症例検討に用います。がんの早期発見など、市民の健康維持、増進に寄与するものであり、特定の個人に対する利用及び公表をするものではないため、個人に特段の不利益が生じるものではございません。

以上のことから、本人が通知を受けても、本人に選択する余地がなく、かつ通知を要する対象者が約13万8,000人と大量であるため、本人通知について省略をするもので

ございます。

次に、5、個人情報の外部提供を行う期間です。東京都がん登録審議会承認後から、照合データの提供を受けるまでの間になります。

続きまして、6、個人情報の保護措置になります。これは、個人情報を提供する相手先、すなわち東京都には次の条件を付します。(1)個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外への使用及び外部提供を禁止すること。

(2)不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄することになります。

最後に、7、特記事項です。冒頭で事務局からも御報告がありましたように、本件に関しましては、趣旨、内容とも全く同様の内容で、がん検診受診者の年度を平成25年、26年度に限定した形のもので、令和元年、昨年12月6日の本審議会におきまして、諮問の第157号で公益上必要であるとの答申をいただいております。さらに、その審議の中では、今後のがん検診においては、本人同意を得ることとの御指摘をいただきましたので、令和2年度からは検診記録票にがん登録との照合を明記し、本人同意をいただいております。したがって、今回の諮問は、既に認めていただいている期間と令和2年度以降、もう既に了承を取っているその間の期間について諮問させていただくものでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。詳細な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

1点、確認をさせていただきたいのですが、資料として添付していただいている最後のがん登録等の推進に関する法律、抜粋というところがあって、最後の2分の2ページのところの、第19条第2項、都道府県知事は、合議制の機関の意見を聴かなければならないとありますよね。これに基づいて諮問をしていただいたという手続でよろしいのですか。

【新藤主査】 担当主査の新藤です。こちらは東京都の中の整理になりますので、こちらで諮問、御審議いただいた後に、都の審議会に出すことになります。

【橋本会長】 なるほど。

【新藤主査】 その中での処理となっております。

【橋本会長】 都道府県側のことですね、分かりました。ありがとうございます。そうすると、こういった根拠とは関係なくということですね。承知しました。

既に、昨年12月にこの諮問について、一つは本人外収集、もう一つはその外部提供

と、この二つについてはかなり審議をいただきまして、諮問書の7のところにありますような形で答申を出したという経緯がございます。

その際、本人同意を得ることというのは、これは必要ではないかと意見があったので、令和2年度からは検診の記録票にがん登録の照合を明記すると、本人が出しているよという同意を得るような手続を取ってくれという形での対応をさせていただいているということ为前提として、今回の2015年度から2019年度ということになりますかね、この年度についての本人外収集と外部提供についてお認めいただきたいという、これが御審議いただきたい内容でございます。いかがでしょうか。

どうぞ。

【〇〇委員】 新任なもので、少し分らないので、質問させていただきたいのですけれども、今回、特記事項で今後については同意を得ることということになっているようですけれども、今回の対象者が平成27年から令和元年、要は5年分の検診対象の方をまとめてやろうということですよ。多分、今後については同意を得るということは、まとめて5年分同意を得るのは、対象者が十何万人とかありましたけれども、物理的に非常に、事務作業的にも大変なのだという、そういう理由ではないかと思うのですけれども、やはりがんの情報について、本人が知らないところで情報を提供されると、私は少し嫌だなという感覚があります。具体的に、どういう場合が駄目なのかイメージできないのですけれども、例えば市の検診でがん検診の見過ごしがあったと、市の責任を問うような訴訟を起こすとか、市に対する損害賠償請求をするということを考えていらっしゃるような方がいたとすると、勝手にがんの罹患情報が市を介して東京都の方に照会され、それがまた返ってくるというようなことを同意なくするのは、どうなのだろうと思います。

一度に5年分まとめてではなくて、少しずつというか、1年分ずつとか、人数を限って同意を得ていくというようなことは考えられていないのでしょうか、というかできないのでしょうかというのが質問です。

【新藤主査】 まず、がん検診事業につきましては、その御本人、個人にとってどうかというところではなくて、全体の事業評価をするために、ある意味最終的な段階ではもう匿名化をされて、事業としての公益性、公衆衛生施策としての判断をしていくということになりますので、一人ひとりに特化して何かというところの御審議ではないということになるかと思います。それについて、単年度でいうところはあるかとも思いますけれども、事業内容としては同じといいますか、全て同じ方向性を、この公共事業としてどうか

というところをお願いをしているところになりますので、一括して諮問をさせていただいているというところになります。

【〇〇委員】 　少し私が疑問に思うのは、今後の方については同意を得られると、ところがその行政の都合によって過去の方については同意を得ないというのは、やっぱりどうなのかなという気もするのですが。

【新藤主査】 　まず、がん検診事業でいいますと、受診をいただいた方というのは、その結果ががんであったかどうかというのを最終的に追跡していく、これはもう法律の範囲内になります。ですので、我々はこれは粛々とやらせていただいていることになります。さらに、そのがん検診事業全般をより精度の高いものにしていくために、そのがん登録情報と照合をかけていくということになりますので、いずれにしても結果があるという段階までにおいては、受診された方いずれの方においても、我々は法律の範囲内で追跡をさせていただいているということになります。

【橋本会長】 　堀さん、大丈夫ですか、今の。

【〇〇委員】 　大丈夫です。

【橋本会長】 　どうぞ。

【〇〇委員】 　これ、いろいろ資料を拝見させていただくと、基本的に個人も検診を受ける前に情報をそれなりに法的活用することをオーケーしているのですが、こういうときの問題は、個人の情報提供はいいのですが、その成果がどうなっているかというのを分かりやすい形に、市民に広報すべきだと思うのですが、その辺の状況は、例えば駒込病院ですか、こういう市民のデータを集めたから、こんな成果が上がったというのを分かりやすく市民に広報するような仕掛けというのはできていないのですか。

【新藤主査】 　東京都全般というお話になります。東京都のその審議会、がん登録上に年間の事業成果というのは公表していると聞いてはおります。ただ、こういう一自治体のところから、一つひとつのオーダーがあってというのは、本市が初めてかなと思います。

【〇〇委員】 　いずれにしても、こういうのは、ギブ・アンド・テイクだと思います。ギブばかりじゃ駄目なので、市民も、なるほど、私が受けた検診のデータがこんなところで役立っているなということが分かるような仕組みというのはとても大事なのではないかなと思っていますが。

【新藤主査】 　このがん登録情報上には、この収集を受けたものについては、その成果を発表しなければならないとなっておりますので、例えば先ほど委員の方から見逃しとい

うお話がありましたけれども、決してがん検診というのは100%見つかるわけではございませんので、一定程度見つからない方も当然いらっしゃる、そういった範囲の中でどういった成果があるのかというのは、市、又は医師会とも連携をしながら、また国立がん研究センターとも連携できる立場にありますので、そういったところでいろいろなことを収集して、しっかりとした情報発信はしていければと思っております。

【橋本会長】 いかがですか。では、どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 まず、担当課、そして事務局、丁寧な説明をありがとうございました。大変よく分かりました。

それで、このがん検診事業というのは、事業内容につきましては、予算委員会等、市議会では通っている案件ということでよろしいでしょうか。それでしたら、事業内容については、その判断に委ねていければと思います。

私の方では、個人情報の保護という視点、提供先が東京都ということです。安心なのかなとは思いますが、八王子市民の情報が提供されますので、その相手先で適正な管理運用がされていることの確認担保、それがどのようにされているのかということを確認させていただきたいと思います。

あともう一点が、不勉強で失礼なことがあったら恐縮なのですが、オンライン結合というのでしょうか、個人情報保護条例第13条の電子計算機器同士がつながっている状況ではないのかなという気もしたのですが、もしそうだったら諮問にかけないといけないのかなと思いますが、そのあたりの整理がどうされたのかということを確認させていただければと思います。

以上です。

【新藤主査】 まず、東京都の先方につきましては、どちらかというと、我々は申請をする側になりますが、この辺も非常に高度なセキュリティーを要する個人情報を取り扱う環境ですとか、取り扱う人物ですとか、そういったところについては、非常に高いものを求められて、それに対して申請をしているということになりますので、当然、東京都側もしかるべき、その都立駒込病院の一室で、非常にセキュリティーの高い状況の中でのみ作業をされていると聞いております。

オンライン結合については、結合しているものではないので、外部媒体に出して、そこもきちんとセキュリティーを確保した上で、先方にお届けするというところになります。

【越智主査】 オンライン結合について、補足いたします。

条例第13条でオンライン結合による提供の制限ということで規定をしております、そのオンライン結合の定義なんですが、相手方の必要性により市実施機関が保有する個人情報に随時アクセスすることを可能とする状況で、そのアクセス状況を不可視の状況で提供してしまうことをオンライン結合と定義しておりますので、今回については、市の実施機関のコントロール下において外部提供するという扱いになりますので、オンライン結合には当たらないという判断で諮問をしております。

【〇〇委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【橋本会長】 どうですか。

【〇〇委員】 去年の12月のときに、恐らく問題になったような気がするのですけれど、この4の本人通知の省略を行う理由の最後のところで、何か、そのときも議論した記憶が若干あるのですけれど、本人通知を受けても本人に選択する余地がなくというのは、どういうふうに読むのでしょうか。

【橋本会長】 何かありましたね。

【〇〇委員】 何か議論したような気がします。

【越智主査】 おっしゃるとおり、ここの文言について議論になりました。平成8年に審議会の意見ということで、類型で御意見をいただいている本人通知を省略できるケースとして、この大量かつ本人に選択する余地がないという文言がありましたので、そちらをベースに記載をさせていただいております。こちらは、大量であるということと、本人に選択する余地がなくというところで先日も議論はあったところですが、規定によりますと、外部提供した際は、本人に通知するという形で、外部提供した後の話を規定しておりますので、その外部提供した後に、本人が知らされても、その時点では選択の余地がないという意味合いで当時は類型の文言として設定をされております。そういった背景で記載しているところですが、実情としては、大量であるということが大きい部分になります。

事務局からは以上です。

【〇〇委員】 そうしますと、このケースは、事前の通知なのですよ。もう都のデータベースに提供してしまったのですか。

【新藤主査】 それはしていません。

【〇〇委員】 していませんよね。そうすると、本人に選択する余地がなくというのは、当てはまらないわけです。その審議会でそういう言葉を以前に使われたというのはよく分かりましたが、それはそのケースで当てはまったからそういう表現なのですよ。条

文上は、個人情報保護条例を見ても、公益上必要であると認めたとき、審議会、それしか条文にないわけですから、少し引っかかるなという気がします。もし、これが当てはまるようなことであれば、これからも結局ほぼ変わらないですよ。どうでしょう。

【越智主査】 先ほどの話ですが、条例第12条の第3項では、実施機関は目的外利用をしたときは速やかにその旨を本人に通知しなければならないということのみ規定をされておりまして、事前の本人通知ということは定められていないというのが現状になります。目的外利用等、ここに外部提供も含まれますが、それらをしたときは、速やかにその旨を本人に通知しなければならないということのみ条例上は規定がされておりますので、こちらについても類型諮問ということで、過去に許可されるケースとして答申をいただいたものを今回使用しております。そういった事情になります。

【〇〇委員】 いや、このケースに当てはまらなかったら変えるべきではないですかと言っているだけなのですけれど。その条文も分りました。だから、私はこういうことを別に言わなくても、審議会の意見を聞いて必要がないと認めたときをこのケースに当てはめて具体的な文言をはめ込めばいいわけです。だから、前例主義なのは分りましたが、でも前例とこのケースは違うのだから、この文言は変えるべきですよと申し上げているわけです。

【越智主査】 失礼いたしました。こちらの文言については、実際の大量であるということだけで理由として規定することが、規定として不足するのではないかという部分も含めて本人に選択する余地がなくという例文の類型を記載をしておりましたが、おっしゃるとおり実情とずれているというところは御意見いただいたとおりに思います。実際も、前回もその部分で御議論いただきまして、今後の答申の部分についても、その部分は反映して答申として前回はいただいているところで、その元の文として、こちら理由の文章がこちらは残っているところで、申し訳ありません。

【橋本会長】 これ、さっきちょっとお尋ねしたことと関わるんですけども、このがん登録等の推進に関する法律の中で、市町村がどこまでやる義務があるのかと、マストだったら、まさに選択の余地なしに本人外収集をやるということになると思うんです。そういったことだったんですか。つまり、もう、これは法律で定められているから八王子市としてはやらざるを得ないということが前提なのか、いや、そうじゃなくて、それは任意なのかどうなのかということも関わってくるんですが、既にもう認めている事業ではあるので、ここでひっくり返すということは現実的にはないんですけども、その点は、どう

いうふうに認識すればよろしいですか。

【新藤主査】 これも、先ほど課長からもお話させていただきましたけれども、やはりがん検診事業において、全国的に今本当にリーディングシティという評価をいただいている中で、さらに高みを目指していこうという取組でございますので、本来、その健康増進事業法上、健康増進事業報告上やらなくてはいけないというのは、本来がん検診を受けた人のうち、がんと疑いがある人がきちんと精密検査を受けて、その結果がどうだったか、それを内部で確認をしていく、ここまでが本来の法律で定められているところでございますので、より、さらに付加的な事業というところで理解をいただければと思います。

【橋本会長】 法的にはマストではないということなんですね。

【新藤主査】 はい。

【〇〇委員】 今、会長がおっしゃったところと一緒に、要するに、これ、たしか、思い出しました。結局マストの事業じゃなくて、任意なので、本人同意を一応確認取った方がいいんじゃないですかみたいな、そんなような話でしたよね。だから、今後は一応取りましようみたいな話になったんじゃないかなと思うんです。

もう公益上必要なのは、別に誰も否定していなかったもので、本当に本人同意を取るかどうかと、何か、私個人は形式的な話なので、正直言って、個人的には別にどうでもいいのかなという気はしますけど、ただ、そのときには、何か、そのような流れになったと思うんです。そうすると、本当は、そのときの話の流れだと、〇〇委員がおっしゃったように、本当は今回からは、本当は、取らなきゃいけなかったような気はしなくもないということなんです、恐らく。ちょっと間に合わなかったというか、ちょっとたまり過ぎちゃったのかなとは思いますが、そんな理解で合っていますか。

【叶課長】 今、御指摘いただきましたように、昨年度の答申を受けまして、令和2年度実施分からは同意をいただいておりますので、御承知いただければと思います。

【〇〇委員】 ああ、そうか。さかのぼっては難しいという、そういう話。

【橋本会長】 大体そんなところで、議論、だから、もう1年以上前になっていますけれども、このとおり記憶にないという、そういう問題だと思います。すみません、ちゃんと議事録読んでくればよかったんですけど、ありがとうございました。

では、大体そんなところで、審議は尽きたというふうに考えてよろしいですかね。

では、実施機関の方、ありがとうございました。

〔諮問第161号の実施機関退室〕

[答申文案配付]

【橋本会長】 では、朗読をお願いいたします。

【内村主任】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件、個人情報の外部提供については、より質の高いがん検診事業、すなわち住民サービスを提供することを最終的な目的としており、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われ、かつ対象者への通知数が大量であるため、特に必要がないと認めます。

付記 個人情報の外部提供先となる東京都に対しては、次の条件を付する。

(1) 個人情報を適正に管理するとともに、個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外への使用及び外部提供を禁止すること。

(2) 不要となった個人情報は迅速かつ確実に廃棄すること。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

【橋本会長】 それでは、このような形で答申をしたいと思います。ありがとうございました。

時間は、もう12時半になってしまいました。この後、どうしましょうか。事務局としては、どうしても、あとやっておかなきゃいけないということがありましたら。

【越智主査】 実施が迫っている事務もありますので、事務局としては、審議事項についてはお願いをさせていただいて、報告事項については、例えば次回以降延期という形でお願ひできればと思うんですが、いかがでしょうか。

【橋本会長】 よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、諮問第162号になりますでしょうか。八王子市立看護専門学校の防犯カメラについて、実施機関にお入りいただけますでしょうか。

[諮問第162号の実施機関入室]

【橋本会長】 どうぞ。

審議事項「カ 八王子市立看護専門学校の防犯カメラ設置等に伴う個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第162号）」は、八王子市情報公開条例第8条第6号アにより非公開

それでは、次が、冒頭で申し上げました、審議事項をちょっと入れ替えさせていただきました。まず、定型的な方から先に御審議をいただきたいと思います。

それでは、諮問第164号、マルベリーブリッジの西側の延伸部に設置する防犯カメラということで、実施機関の方には、お入りいただきたいと思います。

〔諮問第164号の実施機関入室〕

【越智主査】 それでは、事務局から説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

【橋本会長】 どうぞ、よろしく願いいたします。

審議事項「ク マルベリーブリッジ西側延伸部に設置する防犯カメラにおける個人情報
の本人外収集及び本人通知の省略について（諮問第164号）」は、八王子市情報公開条
例第8条第6号アにより非公開

それでは、取り急ぎ、順番を入れ替えました諮問第163号について、御審議をいただきたいと思いますが、それでは、実施機関に入ってください。この163号は、これまでの諮問とは違っておありまして、若干特殊な案件になっております。これから、御説明をいただきたいと思いますが、そもそも、これが諮問の対象になるのかどうかということについても、事務局の方ともいろいろ話をしたんですが、個人情報保護の趣旨からいって、これも諮問していただくということにした経緯がございます。

〔諮問第163号の実施機関入室〕

【橋本会長】 それでは、事務局の方から、まず趣旨を説明していただいて、そのまま実施機関の方に御説明いただければと思いますので、よろしく願いします。

【越智主査】 それでは、事務局、越智から説明いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症における、いわゆる密状態を人と人との距離を測定することで検出する画像認識システムの実証実験を市が補助金により支援するというものになります。

先ほど、会長からもお話いただきましたが、次の二つの点からそもそも本審議会への諮問を必要とする案件かどうか、あるいは報告のみのものかどうかと事務局で判断に窮した部分があります。本日は、慎重を期すため、事務局の判断も多くあり審議事項として諮問させていただきましたので、御審議いただき、御意見を頂戴できれば幸いです。

判断に窮した2点のうち、1点目が本事業の結果、個人情報を収集する主体が市の実施

機関ではなく、民間事業者であり、条例に基づき本審議会で意見を聞く対象としてなじまない可能性がある点です。市の実施機関のパソコンやサーバーには個人情報収集されません。

2点目が、個人情報の収集に該当するかどうかという点です。後ほど実施機関からも説明いたしますが、本事業は個人の識別を目的としておらず、カメラに接続されたコンピューター内でAI、人工知能画像認識技術により撮影された時点で個人情報が識別できない状態に自動加工され、事業者のサーバーに加工済画像のみが送られるため、個人を識別することができる情報は記録されません。

以上の2点が、事務局が判断に窮した点になります。

詳細な事項は、実施機関であります諮問担当課が産業振興部企業支援課ですので、同課の職員が御説明いたします。

事務局からは以上です。

【南部課長】 本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。企業支援課長の南部と申します。よろしくお願いいたします。

同席しておりますのが、担当主査の多田と申します。よろしくお願いいたします。

諮問第163号、資料キに基づきまして、御説明をいたします。

今回、個人情報を取り扱う事務の所管課が産業振興部企業支援課となっておりますが、なぜ、この実証試験に企業支援課が関与しているかということにつきましては、先ほど事務局から御説明いたしましたとおり、この実証実験に関わる事業について、私どもの課で補助金を交付いたしまして支援をしているという関連がございます。

資料の2を御覧ください。

個人情報の収集場所及び台数ですが、こちらは本庁舎2階に1台、撮影する場所といたしましては2階から見下ろす形で1階の市民ロビーを撮影する予定でございます。

同じ資料の裏面を御覧ください。

3番の本人外収集の対象となる個人情報の項目でございます。画像収集用のカメラに映った容姿など、個人を識別できる情報です。ただ、撮影はするのですが、カメラに接続されたコンピューターの中で即座にカメラが撮影した画像を加工いたしまして、個人を識別することができない状況にいたします。

4番、本人外収集を行う期間ですが、1月のうち2日間を予定しております。

では、こちらの実証試験につきまして、詳しく御説明をさせていただきます。同じ資料

に実証試験概要というタグがついていると思いますが、そちらの資料を御覧ください。A I 画像認識に基づく密状態検出技術開発の実証試験概要とタイトルでございます。

こちらは、新型コロナウイルスの集団感染のリスクが高い3密、いわゆる密閉、密集、密接の状態でございますが、こちらを回避するために、人の混雑の状況を検知する機能の向上に向けた実証試験を行うものです。今回は、撮影した画像から人と人の間の距離を測定し、密の状態を検出するといったことを実験いたします。

先ほど、事務局からもお話いたしました、試験用に撮影した画像は個人が特定されないように即座に加工いたしまして、元の生の画像データ、顔が認識できる画像、こちらは消去されますので、システム管理者にさえも個人の特定はできないという状況でございます。

1 番の実証試験の実施者、こちらは株式会社マイソフト、コンピューターソフトウェアの開発、製造販売を行っている市内の中小事業者でございます。

2 番の実証試験、この（1）にあります図の3点が、今回の実証試験に使用する器具と役割でございます。

一番左端から、まずUSBカメラ、2階に設置して1階の市民ロビーを見下ろす形で撮影をいたしますが、こちらは撮影のみに使います。そして、そちらで撮影した画像を真ん中のエッジコンピューターで画像の解析を行いまして、先ほどお話した個人の特定ができないように加工いたします。そちらで解析したデータを、一番右端にあるサーバーとなっておりますが、ノートパソコンですね、そちらに収集をする、収集のみということになります。こちらに収集するデータは、もう既にエッジコンピューターで加工された個人が特定できない状況になった画像でございますので、そのデータのみ収集をいたします。

（2）の実証試験の流れです。一番左端に市民ロビーとあるイラストがございます。こちらのイラストですけれども、実際には画像と読み替えて御覧いただきたいのですが、これを①USBカメラで撮影をいたします。これを、画像解析いたしまして②でエッジコンピューターで加工し、個人を特定できなくいたします。加工前の画像は消去いたします。③、更に人と人の距離を測定して、密と判断いたします。この図にありますように、これはまさに人の形をした図形のようなもので表示しておりますが、このように、これはイメージですけれども、個人を特定できないという画像になります。これを④サーバーにデータを収集して、密状態を検出した時刻と、既にエッジコンピューターで加工した加工済の画像、それと密という判断をしたという、このデータを保存するものになります。

こちらが、実験の概要になります。

それでは、最初の諮問書の裏面にお戻りください。

5番の本人外収集を行う理由でございます。こちらは、カメラを設置するのですが、不特定多数の方が自動的に録画されることから、録画される御本人の同意を得ることが困難であるということがございます。

6番、こちらは本人通知を省略する理由ですが、こちらはカメラの設置場所に画像収集用カメラが設置されているということを明示することで周知を行いますので、本人通知については省略するというように考えております。

7番の本人外収集に当たっての個人情報の保護措置ですが、こちらは条例第5条に基づき、事業者に対して個人情報の保護に関し、この条例の趣旨に則り適正な取扱いを確保するように要請をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【橋本会長】 ありがとうございます。御質問、御意見等いかがでしょうか。

【〇〇委員】 いいですか。

【橋本会長】 どうぞ、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 時間のないところ、ちょっといろいろ恐縮なんですけども、全然違うのが2種類あるんですけど、まず1点、今の諮問書の6番ですか、それでカメラ設置場所においてかくかくしかじか明示するというんですけど、カメラの設置場所は2階ですよ、映されるのは1階ですよ、それは見えるんですかね、その映される人に。

【南部課長】 そうですね、よく防犯カメラの横に、防犯カメラ設置という表示がありますが。

【〇〇委員】 分かります。

【南部課長】 あのイメージなんですけれども、そこは大きめの文字で表示するというように対応を考えています。

【〇〇委員】 1階の人から2階を見ても読めるぐらいの大きめの字でそれを書くということ。

【南部課長】 そうですね、そのようなイメージでおります。

【〇〇委員】 それから、もう1点なんですけど、今日のこの会議とは関係ないかもしれないんですが、この実証試験は、何を明らかにしようとしているんですか。映して、密だと判断したところまでいいんですけど、本当に密だったかどうかというのと比べるとか

何かしないと、成果がよく分からないんですけれど、具体的には何を成果として求めようとしているんですか。

【南部課長】 実際には人が目で見たときには、人が重なっている状態が認識できますので、これが密の状態だと、判断できますが、それを映した画像の中で人と人の間の距離を自動的に計測して、この映っている今の画像の状態が密である、密でないということを、このシステムが正しく判定できているかどうかということを実験によって確認するというものになります。

【〇〇委員】 この画像だけを見ても、このA Iが正しいかどうかは、ほかのものと照らし合わせないと分からないですよ。

【南部課長】 そうですね、そのためにこの保存する情報として、画像と、密であることを検出した時間、それと密であるという判断、この三つが必要になってくるんですが、密という判断をされた瞬間の画像、その画像を見ますと人が映っているわけです。その状態の画像と、密という判断をされたという結果を見て、検証すると、そこは確かにこの密と判断された画像の状態は密状態になっているね、というのが確認できますので、この3点を保存することで、このシステムが的確に作動しているということが判断できるものになります。

【〇〇委員】 本当に密だったかどうかは、その画像を人が見て判断すると、そういうことをおっしゃっています？本当に密だったかどうかというのが分からないと、そのシステムが密だと判断したのが正しいかどうか分からないんですよ。

【南部課長】 そうですね。

【〇〇委員】 だから、本当に密だったかどうか、人が判断する、見て、そのチェックするというんだったら理解できるんですけど、そういう話ですか？

【多田主査】 こちらは将来的にはA Iを活用したディープラーニングを想定して、教師データがまず必要です。今回、市役所のロビーで試験をしますが、そのほかにも民間施設などでも様々なデータを集め、A Iが学習していく中で、密であるかどうかの判断をしていくものです。

【〇〇委員】 おっしゃっていることはよく分かっているつもりなんですけど、教師データとしては、本当に密かどうかというのが、このシステムとは別に与えられないと教師データにならないですよ。だから、何となく全体の流れを見て、そういう話が出てこないの、不思議だなと思って聞いているんですよ。密だったかどうかは、このシステムは

密だと判断したのと、本当に密だったかどうかを比べるから教師データになるわけですよ。だから、本当に密かどうかは、どこか別に判断しているのかなと思って聞いているんです。

ちょっとすみません、個人情報の話じゃなくて恐縮ですけど、何となく、実験のそのメカニズムがよく分らなかったんで、だけど、その画像はここでもう、画像解析したところで画像自体消してしまうんですよ。

【南部課長】 個人情報を撮影した状態では、まだ顔が映っています。

【〇〇委員】 そうですね。

【南部課長】 その状態で保存はせずに、顔の部分はモザイクをかけるなり。

【〇〇委員】 顔だけモザイク。

【南部課長】 何らかの加工をして、顔の部分、個人を認識できないような状態の画像にして保存します。

【〇〇委員】 それは保存している。だから、後で検証可能だということですね。

【南部課長】 すみません、言葉が足りなくて。

【〇〇委員】 だけど、それだと実際には検証するためには人がそれをチェックするとかしないと、本当に密かどうか分らないんで、ちょっと全体の流れが、何が言いたいかという、人が見るのと、コンピューターで見るので、個人情報に対する影響は違うので、顔を消していても人が後で見るというのは、やっぱりちゃんと、それをしなきゃ駄目だと言っているわけじゃないですけど、どういうふうにこの画像が扱われるのかは、しっかり書いてほしいなと思って、僕はちょっと質問しました。

【南部課長】 失礼いたしました。そうですね、画像については、実証試験概要の④のところの加工済の画像とあります。

【〇〇委員】 そうですね、これは持っていて、場合によっては何らかの方法で、このAI以外でもチェックするかもしれないんですよ、きっとね。わざわざ持っているんですから、ちょっとそこだけ確認したかった。すみません、長くなって申し訳ありませんが、大体何をやっているか分かりました。ありがとうございます。

【南部課長】 ありがとうございます。

【〇〇委員】 一つよろしいですか。

【橋本会長】 それでは。

【〇〇委員】 ちょっととんちんかんなことをお聞きするのもかもしれませんが、この企

画そのものをどなたが立案して、こういう実験をやろうとしたのか、第一点が、それ。

それと、この企画に対する、別表で補助の何か基準があつて、それなりにそのベースになる基準というのか、条例というのか、何があつたのかということと、それから出来上がった成果がどういう形で市の行政ないしは一般市民に公開されるのか、一応、この3点、ちょっと教えていただけるとありがたいと思います。

【南部課長】 分かりました。3点御質問いただきました。

まず、こちらの企画につきましては、実証試験概要というタグがついております資料の1番、実証試験の実施者、株式会社マイソフトによる開発でございます。

2点目が、補助の基準ですが、こちらは、資料1、諮問書の1番、こちらの米印を御覧ください。まず今回の補助金、パワーアップ補助金と呼んでおりますが、このパワーアップ補助金の趣旨が米印にありますように、コロナの影響を受けている社会の課題の解決につながるということが期待できるような新規性、独自性のある新製品などの開発を支援するという、そういった補助金でございますので、この基準に合致しているものが判断いたしまして、補助を行ったものでございます。

3点目が、この結果ですけれども、実証試験を行って、マイソフトで将来的に製品として市場に出していく、そのときに社会課題を解決するということにつながっていることを期待しているものでございます。

以上です。

【橋本会長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 結構でございます。

【橋本会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 よく分かりました。このような目的、このようなカメラを設置しているということは、この答申が終わった後、市広報等で周知するんですか、市民に。こういうことを実験実証でやっていますよと。カメラがあると、今までの防犯カメラと同じように何でだろうとか、いろんな疑問が出てくると思うんですけども、その説明みたいなのは、もう今既に設置されているんですか。

【南部課長】 いいえ、こちらの審議会で諮問いたしまして、その後ということになりますので、まだ設置はしておりません。

【〇〇委員】 その、特にカメラがそこにあるなど、今までと違うところにあるなどというのは、市民が気づく、何のカメラだろうというようなことについて、今もこうやってず

と説明、よく分かりましたが、私は聞いてよく分かりました。読んでよく分かります。市民は、分らないと思うんです。何でだろうと。その辺の説明が広報等で、こういう目的で行われるということがある、説明があるのかどうか、ちょっと。

【南部課長】 特に広報での御案内は考えておりませんが、先ほど御質問ありましたカメラを設置しているということの表示はする予定ですが、特にこちらの実験についての御紹介はする予定は、今のところありません。

【〇〇委員】 そうすると、コロナの密度等、測定するためということとは、特に言わないわけですね。

【南部課長】 そうですね。

【橋本会長】 いかがでしょうか。どうぞ。

【〇〇委員】 すみません、さっき〇〇委員がおっしゃったことで、ちょっと追加でちょっと質問、疑問なんですけれども、加工済の画像は保存されるということで、先ほどおっしゃった、何か、モザイクで顔を隠してというようなことをおっしゃっていましたけれども、この資料のAI画像認識、この図だと、本当に、何か、真ん中の、誰が誰だか、子どもぐらいと女性ぐらい分かる、誰だと分からない、こういうものになっていますけど、こうじゃなくって、モザイクが入っている程度のもを保存することなんですしょうか。

【南部課長】 モザイク加工などなので、加工の仕方はいくつか考えられるんですが、いずれの方法にいたしましても、個人が全く特定できないような形に加工するというもので進めております。

【〇〇委員】 分かりました。モザイクだけでは、服とかで個人が特定できたりするので、どうかなと思ったんですけれども。

【〇〇委員】 もう一回いいですか。モザイク加工される前の画像は、その都度消去していく。

【南部課長】 そうですね、一切保存はいたしません。

【〇〇委員】 それで、モザイク化されたものについては保存すると。こういう、今の技術ですから、一回モザイク化されたものも元の画像に戻すという、そういうITがあるんです。そういうこともちょっとあるので、その保存期間とか、その辺の保存の在り方みたいなものを少し検討した方がいい。

【南部課長】 今回の加工につきましては、システム管理者でさえも個人の特정이でき

ないような状況にすると聞いておりますので、御懸念のようなことがないように対応をしっかりといたします。

【〇〇委員】 御説明ありがとうございます。

それで、本審議会に諮るかどうかという視点で、意見を述べさせていただきたいと思えます。やはり、審議会に諮っておけば間違いないかなとは思いますが、ただ、審議会に諮るといのは、諮る諮らないの線引きといのは、個人情報保護条例に基づいてやるべきじゃないかなといのは、私個人は思います。条例に基づきますと、これはあくまでも市が保有するというんでしょうか、実施機関が保有するものが、この審議会の対象でありますよという、そういう明文に基づいてのことを考えると、この審議会の対象外じゃないかなというような、そんな印象を受けました。

それで、これはあくまでも市が補助金を出して後押しする事業ということですよ。だから、実施機関が保有するものではありませんし、その補助金を出す中で適正管理を求めていくというのが、妥当じゃないかなというような、そんな受け止めをしました。

以上です。

【橋本会長】 ありがとうございます。そうなんです。実は、これ、厳密な意味で実施機関ではありませんし、だから厳密な意味じゃ個人情報じゃないとも言えるんです。個人が特定できない形での収集、シルエットだけだということであればそうなのかなというふうに思います。ちょっと気になったのは、市の庁舎でやるということにありますので、念のためにこの審議会の方にお諮りいただくということにしたと思うんですが、そうするとどうですか、どうしたらよろしいですかね。どんな形で最終的に取りまとめたらいいかということなんですけども、厳密な意味では個人情報には当たらないのでおやりくださいというふうに言うのか、あるいは厳密な意味でも個人情報ではないけれども、しかし市の庁舎を用いて一定の事業をやる以上は、何らかの形でそういったことについては、お話をいただいた方がいいというふうにやっていくのか、あるいはさっき〇〇委員の方からありましたけれども、こういう実験をやるんだというふうなことについては、一定の周知も必要なのかなというふうに思ったりとか、そんな形で取りまとめていくのがいいのか、こちら辺、どうでしょうか。

【〇〇委員】 すみません。

【橋本会長】 どうぞ。

【〇〇委員】 個人情報なんですか、これ。

【〇〇委員】 撮った瞬間は個人情報ですね。

【〇〇委員】 個人情報というのが、やっぱり正しい。

【〇〇委員】 本人特定できますよね、その画像から。

【橋本会長】 その段階ではそうなんですね。

【〇〇委員】 だから、撮った段階では個人情報だと思います。

【〇〇委員】 でも、変な話ですけど、撮った瞬間というか、タイムラグはあるのかもしれないんですけど、何というんですか、非常に短い時間で多分加工するんですよ。違うんですか。

【南部課長】 そうですね。

【〇〇委員】 もうほとんど瞬時ですよ。

【南部課長】 そのとおりです。

【〇〇委員】 ですよ、だから、それでもやっぱり個人情報なんですかね、やっぱり。しかも、さっきのお話ですと、そんなことあるのかなと思ったんですけど、管理者というか、この事業者側も、要するに個人識別できない技術でやるというんですよ。それはそもそも個人情報なんですかね。ちょっと私分らないんですけど。

【水野副会長】 一時的に個人情報と言わざるを得ないと思います。

【〇〇委員】 一時的って、だからコンマ1秒という程度ですよ。そういう理屈なんですかね。

【水野副会長】 一旦は、撮っているわけですから。

【橋本会長】 そういう理屈なんですね。画像で撮っている段階では個人情報で、個人が特定できるような状態で撮るということですが、もう瞬時にシルエットになっちゃう。

どうぞ。

【〇〇委員】 すみません。

個人情報であることは間違いないと思います。ただ、保護する根拠が個人情報保護法なのか、個人情報保護条例に基づく個人情報なのかというものに基づいて、この審議会に諮る、諮らないというのが線引きされるのかなというような、そんな受け止めをしました。

実施機関が保有しないのに、もしこの審議会を通すと、保有することになるのでしょうか。そして、いろいろな届出をしていくとか、市が持たないのにいろいろな条例に基づく運用というのがされていくのかなというような気がしますので、そうすると、この諮問と

いう形じゃなくても、アドバイスの何か、そういう審議会から何か意見を出しますよみたいな、適正に管理していってくださいよみたいなコメントが述べられればいいのかなどというような、そんな気がしました。

先ほどの、〇〇委員の方からもそういう話がありましたので、私はその意見に賛成したいと思います。

以上です。

【橋本会長】 なるほど、分かりました。では、どういたしましょうか、通常のような諮問答申という形で結論を出していくのか、それとも諮問していただきましたけれども、報告というような形にして、我々の方としても、一定の意見を申し上げたというふうにしていくのか、どちらかかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。何か、事務局の方からアイデアありますか。

【越智主査】 事務局としましても、最初、報告案件かどうかというところは逡巡したところになりますので、審議、議論をいただいた上で、審議事項には当たらず、遡及的にはなってしまいますが、こういう事業をやるということで報告を受けたという形で、会議録として残していくというところも可能性としてはあるかなとは思いますが。

【橋本会長】 よろしいですか。では、そういうふうな形で取りまとめていただけますでしょうか。一応、この事業についての御報告を受けて、私どもとしては、〇〇委員からあるように、一応、実験をやるのであったらきちんと特定をして、市民の方にも周知をしていただくということです。

それから、一応個人情報で、瞬時でありますけど個人情報であることには間違いのないので、それについての取扱いにはきちんと留意していただくというふうなことで、それでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 そんな形で、それでは我々としては意見を言ったということにしたいと思います。

それで、1月のうちの2日間を予定しているということでもありますので、また分かりましたら市の広報の方でこういう実験をやりますという形でやっぱり言った方がいいのかなという気がするんですけども。

【〇〇委員】 補助金を、市民の税金で出しているものなので、そういう観点から考えると、説明は必要だと思います。

【南部課長】 広報も含め、いろいろな手段がありますので、皆さんに広くお知らせできる形で考えていきたいと思えます。

【橋本会長】 そこ、留意をしていただくということで、私どもとしては意見を申し上げましたので。

【南部課長】 ありがとうございます。

【橋本会長】 よろしく願いいたします。

どうぞ。

【〇〇委員】 すみません、全然それで問題ないと思えますけど、これは条文、さっき〇〇委員がおっしゃったようなことが多分基本だとは思いますが、一応目的としては、すごく細かいことで申し訳ないんですけど、目的は個人情報データの適正な取扱いについて、必要な事項を定めるとともにとなっていて、だから保有をしないと全然オーケーなんだというふうには読めないですね、私は。実際に、例えば4条で実施機関はこの条例の目的を達成するために必要な措置を講じなくちゃいけないと書いてあるので、あとは、事業者の責務とか、市民の責務も書いてあるので、この条例の構造としては、ここの公の施設を使わせるという以上、先ほど会長がおっしゃったように、そこでほかの人がデータを取ることについては、何らかのルールというか、対応はしないとイケないのかなと思えます。

すみません、細かくて申し訳ない。

【橋本会長】 分かりました。そのような趣旨も反映できるような形で、意見を、それは意見について、どんな意見を出したかについては、それでは事務局と私の方で最終的な案文を取りまとめさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【南部課長】 ありがとうございます。

〔諮問第163号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それで、一応審議事項はこれで終わりなんですけれども、報告事項については、次回に回させていただきたいと思えます。

それで、もう一つ大事なことがありまして、次回の日程を決めるという、これがなかなかの難しい案件でございますけれども、一応、タイミング的には、事務局の方から2月ということで意見を伺っております。それで、2月、できるだけ早い方がいいのかなというふうには思えますので、2月の第1週のところで、お予定を伺いたいと思えます。

2月1日からお諮りいたしますが、2月1日の午前か午後というのはいかがでしょうか。

どちらがよろしいですか。

【〇〇委員】 私は午後の方がありがたいといえばありがたいんですけど。

【橋本会長】 2月1日の午後でよろしいですか。時間は何時がよろしいですか。

【越智主査】 時間は午後であると、午後2時を想定はしておりますが、いかがでしょうか。

【橋本会長】 分かりました、結構です。

それでは、2月1日、月曜日の2時に次回の審議会を設定いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

すみません、いろいろと不手際がございまして、長時間に及んでしまいました。

どうぞ、もし何かございましたら。

【太田部長】 皆様、改めまして、法務文書担当部長の太田と申します。

今日、どうしても外せない案件がございまして、御挨拶が遅れましたことを心よりおわび申し上げます。

こちらは、第129回情報公開・個人情報保護運営審議会の終了に当たりまして、一言だけ御挨拶をさせていただきます。

改めまして、本日は、月曜日の午前中という大変お忙しい中でお集まりをいただきまして、またコロナウイルス感染症の収束の兆しがなかなか見えない中で御出席をいただきまして、長時間にわたって活発に御議論いただきましたことを心より御礼申し上げます。

本日の審議会は、新しい委員の皆様が入られて初回ということになりますけれども、今後2年後の令和4年6月30日まで長きにわたって本市の情報公開及び個人情報保護の両制度の運営に御協力いただくこととなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、御案内のとおり、本市の市政運用におきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として国が進めますデジタル化、これに向けた動きが活発化しております。様々な情報がデジタル化され、市民の利便性が、行政などの効率化、こういったものが図られる一方で、市民の関心というんですか、そういったものも高まってくると思います。今日の日経新聞にも出ていましたけれども、全国の自治体に個人情報の保護の取扱いを統一化するという動きもございまして、より個人情報の適正な保護を求める市民からの要請というのは高まってくるというふうに考えております。

そういった意味では、市民の信頼を前提とした情報の取扱い、こういった観点では本審議会の役割というのは、今まで以上に重要になってくるというふうに考えております。そ

ういった意味では、引き続き、学識経験者の委員の皆様には専門的な立場から、それから市民の委員の皆様からは、まさに市民目線ということで、御意見と活発な御審議をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

【橋本会長】 それでは、長時間ありがとうございました。これで終わりたいと思います。